

1. 日時場所

令和5年10月25日（日）19:00～20:45 於、町会会館

2. 出席者

出席者数 役員 14名（定足数 13名）

宮原監事 新井副会長 田口副会長 飯塚副会長 大塚会計 金塚洋会計
金塚政（一部） 木村（二部） 岩波 篠田 中澤 平山 宮川 山澤（三部）

3. 議題

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1) 連合町会長会議報告（飯塚） | 7) 11/26 防災訓練（山澤） |
| 2) 前回のおさらい（飯塚） | 8) 班長名簿秋版完成（平山） |
| 3) 鍵の管理（飯塚） | 9) 年末こども夜警（木村） |
| 4) 備品購入（飯塚） | 10) 年末年始相談3件（田口） |
| 5) 三町合同防災訓練（飯塚） | 11) その他 |
| 6) 坂口防災セミナー（山澤） | |

4. 議事結果

1) 連合町会長会議報告（飯塚）

10月10日（火）定例連合町会長会議に代理出席した飯塚より、以下の報告があった。

- ① 三町合同防災訓練（避難所開設訓練）のスケジュール等細部
- ② 令和6年度区政功労者並びに徳行表彰候補者の募集がある件

2) 前回のおさらい ➡ 前回議事録はホームページで閲覧可能

3) 鍵の管理（飯塚）

改装完了した新しい会館の「鍵」の管理について審議、決定した。

- ① セキュリティー強化の観点から、新たな鍵の保有者は正副会長と支出会計に絞る。
- ② 新たに「鍵管理規程（案）」（別紙参照）を定める。本日提出された「鍵管理規程（案）」の内容は概ね了解され、会長の最終承認を以って決定とすることにした。
規程に遵えば、「鍵をいくつ作製し、どこまで交付したか」がわからないという現状は改善されるだろう。
- ③ 「鍵管理規程（案）」第3条第2項9号は、「管理状況を監査会に報告する」に改める。
- ④ 鍵交換工事は11月4日（土）午前中である。

4) 備品購入（飯塚）

会館改装完了につき以下の備品を購入する。

プリンターラック (2段、引出付き)	1台	6~8千円	1階小会議室、バス通り側入口から見て右手前隅
長机(1800×450)	6台	8千~1万円	2階大会議室
長机(1500×450)	2台	〃	2階小会議室
長机(1200×600)	2台	〃	1階小会議室

5) 三町合同防災訓練(飯塚) ➡ 参加者リストとプログラムを配布した。

6) 坂口隆夫先生防災セミナー(山澤)

11月12日(日)14:00~、会館にて特別防災セミナーを開催する。

講師は、災害報道でお馴染みの(財)市民防災研究所坂口隆夫理事。演題は「火災の怖さを知り、首都直下地震に備える」である。

役員は会場セッティング等の準備があるので、当日13:00に会館集合のこと。

7) 11/26 防災訓練(山澤)

11月26日(日)10:00より、名主の滝小公園で実施する。初期消火及び通報訓練が中心。

11月5日に実施という情報は誤りである。

11月9日より「秋の火災予防週間」が始まる。みんな火災に気を付けよう!

8) 班長名簿秋版完成(平山)

本年度班長名簿秋季版が完成し、三役部長に配布された。

9) 年末子ども夜警(木村)

年末子どもやけいについて、概略次のとおり決定した。

- ① 12月26日(火)16:30~18:00
- ② 対象は小学生のみ。保護者同伴のこと。
- ③ 参加に事前申込み不要。時刻に会館へ集まってくればよい。
- ④ 最初に啓蒙VTRを流すかどうかさらに検討する。最後にお菓子をプレゼントする。

年末年始相談3件(田口)

- ① 餅つき大会は、審議の結果、実施しないことになった。外部委託の是非、議論あり。
- ② 三団新年会は1月5日(金)19:00~、ふれあい館第一ホールにて。各町会6名迄の参加枠である(例年より少ない)。
- ③ 町会新年会は、1月28日(日)18:00~、ふれあい館にて4年ぶりに実施する(田口注:会場を28日で既に予約した)。準備は従来の地域部持回りをやめて、準備委員会を設ける。

10) その他

- ① 1階倉庫の雨漏れ補修工事は9月中に11万円ほどの費用で完了(町田工業にて)。
- ② 次回役員会は11月22日(水)19:00~
- ④ 11月の回覧物仕分け&防犯パトロールは9日と30日、古紙布回収は4日と18日。
- ④ 11月3日飛鳥山星空シアター(北区観光協会)冒頭に1分、映像で当町会宣伝。

最後に司会より、議事録署名人に新井紀子、金塚洋子両役員を指名して終了した。

以上

議事録署名人

本議事録は当該役員会における主要な決議について、その要旨を正しく記録するものと認める。

令和5年10月末日

金塚洋子 (自書)

新井紀子 (自書)

鍵 管 理 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、王子本町二丁目町会会館の鍵の取扱について定めるものである。

(鍵の種類)

第2条 王子本町二丁目町会会館の鍵には次の3種類がある。本規程においてはこれら3種の鍵を指して単に「鍵」という。

- (1) 会館正面玄関入り口の鍵、即ち「学校側の鍵」
- (2) 会館裏手入り口の鍵、即ち「バス通り側の鍵」
- (3) 会館二階小会議室書庫「引戸の鍵」

(管 理)

第3条 鍵の管理は総務部長もしくは総務副部長が行う。鍵の管理を行う者を鍵管理者という。

2 鍵の管理とは以下をいう。

- (1) 事業年度ごとに鍵の定数と鍵保有者を定める。
- (2) 鍵一つひとつに鍵保有者名を記した名札をつける。
- (3) 鍵の裏面に刻印されている鍵番号を、鍵保有者ごとに書面に記録する。
- (4) 鍵保有者に鍵を交付する。
- (5) 余剰の鍵（定数に対し鍵保有希望者が少ない場合に生じる）を金庫に保管する。
- (6) 鍵保有者が適切に鍵を管理していることを定期的を確認する。
- (7) 鍵の複製、盗難、紛失が発生したときには、該当する鍵すべてを更新する。
- (8) 保有者資格を喪失した鍵保有者から、速やかに鍵の返還を受ける。
- (9) 管理状況を監査会に報告する。

(保有者資格)

第4条 鍵を保有し得る者は、会長、副会長及び会計（支出担当）に限る。

2 鍵を保有し得る者で、鍵を保有する者を鍵保有者という。

(保有者の義務)

第5条 鍵保有者は、鍵管理者より交付された鍵を、善良なる管理者の注意義務を以って管理する。とりわけ鍵裏面の鍵番号の秘匿に注意を払う。

2 盗難、紛失、故障等の問題を生じた場合は直ちに鍵管理者に報告する。

(貸 与)

第6条 鍵保有者は鍵管理者の事前許諾を得て、町会員に対してのみ一時的短時日の間、自らが保有する「学校側の鍵」若しくは「バス通り側の鍵」を貸与することができる。

(貸与管理)

第7条 「学校側の鍵」若しくは「バス通り側の鍵」を貸与する鍵保有者は、次の貸与管理を行う。

- (1) 前条の事前許諾を得る際、貸与される者の氏名並びに貸与する期間を、鍵管理者に申告する。
- (2) 貸与される者に対し、鍵の紛失を戒め、複製を固く禁ずる。
- (3) 申告した貸与期間の終了後直ちに、鍵を回収する。
- (4) 鍵を回収し、鍵が鍵保有者の手許に復したことを鍵管理者に速やかに報告する。
- (5) 鍵を貸与された者が、鍵を紛失（盗難含む）あるいは複製した場合、貸与した鍵保有者が第10条の賠償責任を負う。

(禁 止)

第8条 誰であろうと鍵管理者に無断で、鍵の複製、廃棄、貸与及び贈与をしてはならない。

(返 還)

第9条 鍵保有者資格を喪失した者は、直ちに鍵管理者に鍵を返還する。

(賠償責任)

第10条 鍵保有者は、自己の保有する鍵を紛失（盗難含む）した場合には、鍵の使用停止および再発行にかかる実費の支払義務を負う。

付 則

- 1 この規程は、令和5年11月1日から令和6年3月末迄、内規として運用する。
- 2 内規運用終了後に必要な修正を施し、令和6年定時総会に諮り、正規程とする。

令和5年11月以降の鍵定数と鍵保有者

鍵管理規程（案）が最終承認された場合、令和5年11月4日現在の、王子本町二丁目町会会館「鍵の定数と保有者」は下表のとおりとなる。

〈 鍵保有者と保有数 〉

氏名	学校側	バス通り側	引戸
町田幸夫		1	
新井紀子	1	1	
大塚清	1		1
石井徹		1	
田口香		1	
飯塚正之		1	1
会館貸出用	1	1	
余剰（総務）		1	1
合計定数	3	7	3

